

健発 0107 第 23 号
令和 3 年 1 月 7 日

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチン接種に向けた庁内体制の拡充について（依頼）

昨年 12 月 18 日に開催した「第 1 回 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会」で、新型コロナウイルスワクチン接種開始に向けて都道府県及び市区町村が準備すべき主な事項やスケジュール等について示したところですが、ワクチンが承認された場合に速やかに接種可能な体制を整理するため、各自治体の予防接種部局には当面の間、平時をはるかに超える量の業務が発生することが見込まれます。

「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」（健発 1023 第 3 号、令和 2 年 10 月 23 日）において、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、市町村で必要な執行体制を計画・確保するよう依頼しているところですが、貴職におかれては、全体スケジュールに遅れをとることなく準備を進めていただくため、下記の通り全庁的な準備態勢を取っていただくとともに、都道府県知事におかれては、管内の市町村に対して確実に周知いただきますよう改めてお願いします。

記

- 1 過去に予防接種行政の経験を有する者や、調達事務や広報業務の経験を持つ者などを中心に全庁的な執行体制を確保するとともに、他部局の職員に併任発令をかけるなどして、当面の間、準備を遅滞なく進めるのに必要な数の職員を予防接種部局に配置すること。
- 2 特に都道府県においては、管内の市区町村においてワクチン接種が円滑に進められるよう、市区町村への支援及び連絡体制を確保すること。
- 3 関係者との調整が期限までに整わないなど、全体のスケジュールに影響する事情が生じた場合、予防接種部局任せにせず、首長以下全庁的な体制により速やかに対応を検討すること。